

世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン策定委員会設置要綱

平成28年4月27日

28世教幼第56号

(目的及び設置)

第1条 今後の世田谷区における就学前の幼児教育のあり方や理念・目標などを定め、施策体系や推進体制を整理し、幼児教育の充実に向けた取組みを進めるため、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、平成29年度中に「(仮称)世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」(以下、「幼児教育・保育推進ビジョン」という。)を策定する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

(1) 幼児教育・保育推進ビジョンの策定に関すること

(2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は幼児教育・保育推進担当課におき、委員会の庶務等処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

2 この要綱は、幼児教育・保育推進ビジョンの策定日にその効力を失う。

別表1 (第3条関係)

学識経験者
学識経験者
学識経験者
学識経験者
私立幼稚園協会代表
私立保育園園長会代表

区立幼稚園園長会代表
区立保育園園長会代表
区立小学校長会代表
区立中学校長会代表
区立小学校保護者代表
私立幼稚園保護者代表
区立幼稚園保護者代表
保育園保護者代表
教育長
子ども・若者部長
教育次長
教育政策部長